

北海道行政書士会日高支部臨時總會議案

一、昭和四二年四月一日午前二時 浦河町海月

会議次第

- 一、開会の辞
- 二、支部長挨拶
- 三、議長(副議長)の選出
- 四、議事録署名員、記録員の選出
- 五、議事

報告 一、昭和四〇年度未会計報告

議案 一、昭和四一年度事業計画

二、非行政書士の取締にツクマ

三、その他

四、支部役員改選

六、来賓祝辞

七、閉会の辞

八、懇親会

北海道行政書士会日高支部規定

第一条 当支部は北海道行政書士会（以下「本会」という。）会則第四十三条の規定によりこれを設け、名称は北海道行政書士会日高支部とし、事務所を支部長宅に置く。

第二条 当支部の区域は日高支庁管内一円とする。

第三条 当支部は支部員相互の緊密な結合によつて行政書士の品位を保持し、その業務の改善、進歩及び本会との連絡調整を図ることを目的とする。

第四条 当支部に、次に掲げる各部を設けることを得とする。

- 一、庶務部 総務、経理関係の担当
- 二、業務部 企画関係の担当

第五条 当支部に次の役員を置き、任期を就任後の第二回の定時総会の終結に至るまでとする。

但し再選されることのできる。

- 支部長 一名
- 副支部長 一名
- 監事 一名

第六条 支部長は支部を代表し、支部の事務を行う。

2. 副支部長は支部長を補佐して支部の事務を分掌する。

3. 監事は支部の資産及び会計の状況を監査する。

第七条 役員は支部員の中から総会で選任する。

第八条 本会の代議員の選任は総会で選任する。

第九条 役員会は支部長が招集する。

2. 支部の業務の執行は役員会の決するところによる。

3. 役員会の議長は支部長がこれに当る。

4. 役員会の議事については議事録を作成し、議長並びに出席した役員の一人が署名、押印しなければならない。

第十条 総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。

定時総会は毎年一月に、臨時総会は必要ある場合に随時支部長が招集する。

第十一条 総会においては次に掲げる事項を議決する。

- 一、予算及び決算に関する事項
- 二、支部規定に関する事項
- 三、役員の選挙に関する事項
- 四、その他重要な事項

第十二条 総会の議長は総会で選任する。

第十三条 総会の議事については議事録を作成し、議長並びに出席した役員又は支部員の二人が署名、押印しなければならぬ。

第十四条 当支部の会計年度は、毎年一月一日より同年十二月末日までとする。

第十五条 当支部の経費は支部会費、支部入会金、本会よりの交付金その他たよつてこれを充つものとし、会費及び入会金に関する規定は別表第一号の定むるところによる。

但し総会において必要と認めたる時は一定の支部費を納付するものとする。

第十六条 支部は総会の議決によつて顧問を置くことができず。

第十七条 この規定に別段の定めがある場合は、本会の会則を準用する。

第十八条 この支部規定は昭和四十一年四月十日から施行する。

以上

北海道行政書士会日高支部会員名簿(昭和四二・四三・現在)

氏名	専務	住所	入会年月日	備考
伊藤 幸治		新冠郡新冠町字新冠	三九、一、二八	
元 茂重		三石郡三石町字旭町	三九、一、二七	
金田 誠		新冠郡新冠町字新冠	四〇、九、二二	
日向寺 正幸		静内郡静内町字吉野町	三五、九、二七	副支部長
工藤 健一		同所字古川町	三六、一、七	監事
江賀 寅三		同所吉野町	三六、四、四	
蟻 通吟		浦河郡浦河町大通三丁目	三五、一〇、一	
蒲田 佐喜智		同所 四丁目	三五、一、四	
関根 重郎		同所 常盤町	三九、一〇、一	
佐藤 キヲ		様似郡様似町字様似	三五、一〇、二	
石本 則善		幌泉郡幌泉町字幌泉	三五、一〇、一	支部長
壮司 勝		同所	四一、二、二三	